

オンライン金融ワンストップサービスの追い風となる制度改正

現在、金融庁の金融審議会で「横断的な金融サービス仲介法制」の検討が進められている。法整備が実現すれば、スマホのウォレットを入口とする金融サービスのさらなる利便性の向上が期待できる。

まだまだ便利になるスマホアプリ

現在、金融審議会に設置されている金融制度スタディ・グループ（以下、金融制度SG）において、「横断的な金融サービス仲介法制」に関する検討が進められている。

ここで、「横断的な金融サービス仲介」とは、次のようなサービスを指す。最もわかりやすいのは、プラットフォームが提供している個人向けスマホアプリだ。アプリを入口に、送金、決済だけでなく、投資信託の買付や保険契約、ローンの申込みに至るまで、すべての手続きが完結するサービスである。あるいは、家計簿や広告機能が付随している場合、そこで蓄積された情報を基に、「今のあなたにとっておススメの投信と保険の組み合わせはこれです」といったレコメンデーションサービスも考えられるかもしれない。

また、個人の分野だけでなく、中小企業や個人事業主向けでも「横断的な金融サービス仲介」の展開が予想される。例えば、クラウド会計サービスを提供する事業者が、ユーザー企業の財務情報、請求・支払情報などを基に、最適なタイミングと金利で融資を「提案」して提携先の金融機関につなぐ、といったサービスだ。もしこれが広がれば、ユーザー企業の資金効率改善や、金融機関にとっての新たな資金需要が期待できるだけでなく、事業者にとっては、融資の仲介を通じた手数料収入が期待できる。

こうしたサービスの一部は、既に提供されているものもあるが、数としてはそれほど多くはない。各事業者によって事情は異なるだろうが、共通する理由として、制

度面のハードルがあるからだ。

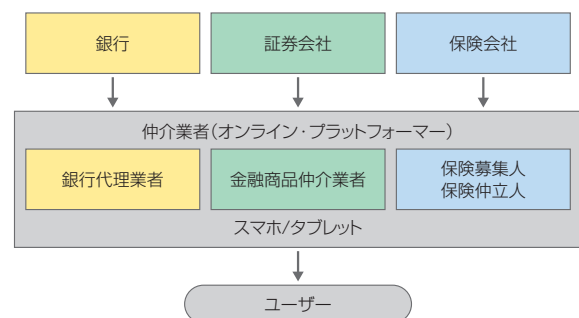
制度設計時には想定されていなかったビジネスモデル

一般に、オンラインで金融のワンストップサービスを提供する事業者は、金融機関とユーザーの間に立って、金融商品・サービスの代理・媒介（本稿では単純に「仲介」と表記する）を行う。この場合、現行の法制度の下では、銀行代理業、金融商品仲介業、保険募集人ないしは保険仲立人というように、各業態に対応した仲介業の許可ないしは登録を行う必要がある（図表）。

一見、必要な許可・登録を取得した上でサービスを提供すれば良いように思えるし、実際、そのように対応している事業者も存在する。ただ、今後の広がり考えた場合、少なくとも次のような問題が指摘されている。

第一に、横断的に金融サービスの窓口を提供する場合、複数の仲介業の登録が必要となる。このため、事業者の立場からは、登録手続きや当局とのコミュニケーションの面で重複する部分も出てくる。この種の規制対応コストは、素直に事業者が吸収すべきという意見もあ

図表 現行制度を前提とした金融ワンストップサービスの構造



(出所) 金融庁資料を基に野村総合研究所作成

NOTE

1) 『デジタル通貨による給与支払解禁の影響』(金融ITフォーカス2019年3月号)参照。

ろうが、結果的にそのコストがユーザーに転嫁されたり、新規参入が阻害されたりする可能性は否定できない。

第二に、銀行代理業、金融商品仲介業、保険募集人の場合、委託元である金融機関は「所属金融機関」と呼ばれ、所属金融機関が仲介業者の業務運営を指導する形が採られている。また、仲介業者が利用者に損害を与えたり、利用者資金を受け入れたまま破綻したりした場合は、所属金融機関が賠償する責任を負う。つまり、当局による監督や利用者保護など、金融サービスの提供において不可欠な機能の一部を、所属金融機関が担っているといえる。

問題は、こういった「所属制」と呼ばれる仕組みは、仲介業者1社に対して所属金融機関1社から数社程度との関係を前提に設計されており、一つの業者が多数の金融機関の商品・サービスを仲介するといったビジネスモデルは想定されていない点にある。仮にプラットフォームが20~30の金融機関の商品・サービスを仲介する場合、すべての金融機関から指導を受けることになってしまうが、こういった事態は、今の制度が設計されたタイミングでは想定されていなかったはずである。

求められる成長戦略としての視点

金融制度SGでは、ここで指摘した問題も含め、オンラインで金融のワンストップ窓口を提供するビジネスモデルを念頭に、これまで複数回にわたって必要な制度対応が議論されてきた。直近の会合(2019年4月22日)では、重複する手続きや要件はなるべく共通化して登録時の負担を軽減すること、所属制を緩和し金融機関による仲介業者への指導義務や賠償責任義務を見直すこ

とについては、概ね合意に至った模様である。また、所属制緩和による代替措置として、プラットフォームが取り扱う商品・サービスを利用者保護上のリスクが低いものに限定する、財務規制を強化して賠償対応資力を確保する、といった点についても、あわせて確認された。

他方、一口に「横断的な金融サービス仲介法制」といっても、既に存在する各業法や、業態毎に運用されている自主規制との整合性をどのように図るのか。そもそも、既存の各業法や施行規則を修正するのか、別の新しい法律が整備されるのか。また、「利用者保護上のリスクが低い商品・サービス」という場合、具体的にどのような基準で「線引き」するのか。現時点で明らかでない点は多くあるが、少なくとも、ユーザーの利便性向上や新規参入の促進といった成長志向的な視点を重視して、実際の法案整備が進むことを期待したい。

2019年2月13日に開催された未来投資会議において、麻生太郎金融担当大臣から「横断的な金融サービス仲介法制を検討する」旨の発言があったことからわかるように、本件は金融分野の成長戦略の大きな柱として位置づけられている。別途進められているデジタル通貨による給与支払いの解禁¹⁾と合わせて考えると、スマホを起点とした個人の資金の流れの変化、金融サービスの供給構造の変化が、近い将来現実のものとなろう。そして、これらの変化は、金融サービスに対する新規の需要創出を通じて、金融全体の成長に繋がるはずである。

Writer's Profile



竹端 克利 Katsutoshi Takehana

金融イノベーション研究部
上級研究員
専門はマクロ経済分析、資金循環分析、通貨・金融制度論
focus@nri.co.jp